

第2期川島町子ども・子育て支援事業計画

第2期かわじま子育て応援プラン

【計画原案】

令和2年3月

川島町

<目次>

第1章 計画の概要.....	1
第1節 計画策定の背景と趣旨.....	1
第2節 計画の位置づけ.....	2
第3節 計画の期間.....	3
第2章 子ども・子育てをめぐる本町の現状.....	4
第1節 少子化などの現状.....	4
第2節 子育て家庭の状況.....	4
第3節 子育て支援サービスの状況.....	4
第4節 ニーズ調査結果からみた子育て状況.....	5
第3章 かわじま子育て応援プラン（第1期）の評価.....	6
第4章 計画の基本理念と基本的な考え方.....	7
第1節 基本理念.....	7
第2節 基本目標.....	8
第3節 計画の体系.....	9
第5章 子ども・子育て支援法に係る量の見込みと提供体制、確保の方策.....	10
第1節 教育・保育事業などの提供区域の基本的な考え方.....	10
第2節 計画の推進方策.....	11
第3節 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び推進体制の内容.....	21
第6章 個別施策の展開.....	23
基本目標1 地域における子育ての支援.....	23
基本目標2 保護者並びに乳幼児などの心身の健康の確保及び推進.....	28
基本目標4 子どもなどの安全の確保及び生活環境の整備.....	33
第7章 計画の推進体制と進捗管理.....	36
第1節 取り組みの方針.....	36
第2節 計画の推進体制.....	36
第3節 計画の進捗管理と点検・評価.....	36

第1章 計画の概要

第1節 計画策定の背景と趣旨

本町では、色々な地域と同様に、核家族化や個人の価値観・就労体系の変化・多様化が進んでおり、家族や地域のつながりは希薄化してきています。そのため、保護者にとって、身近な子育て支援が得にくい状況となっており、心身や経済的な負担が増加した結果、育児不安やストレスからくるマタニティブルーや産後うつ、児童虐待などのさまざまな社会問題を生む原因となっていることが考えられています。

また、男女の役割や女性の就業に対する意識の変化、経済的な事業などにより、共働き家庭は増加を続けていることから、仕事と子育ての両立を支えるために、育児休暇制度の普及・啓発や、ニーズに合わせた教育・保育の提供体制を整えていく必要があります。

本町では、平成17年度からの「川島町次世代育成支援行動計画」、平成22年度からの後期計画につづき、「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法を根拠とする、平成27年度からの「川島町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子どもたち一人ひとりが健やかに成長できるように幼児期の教育・保育及び地域の子ども・子育て支援を総合的に推進してまいりました。

令和元年度において、「川島町子ども・子育て支援事業計画」は最終年度となっているため、今後より一層子育て支援を充実させるべく、これまでの町の取組を見直し、社会状況や市民の意識・現状の変化を反映した、後継計画である「第2期川島町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づき策定される「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、町の最上位計画である「第5次川島町総合振興計画」（平成23年度～平成32年度）のうちの、子ども・子育て分野の各論を示す計画です。また、福祉分野の総合計画である「地域福祉計画」やその他福祉の個別計画、福祉以外の各分野の計画とも整合性を取り、策定されるものです。

また、本計画は平成27年3月に策定された「かわじま子育て応援プラン」の後継計画とします。

子ども・子育て支援法（抜粋）

（目的）

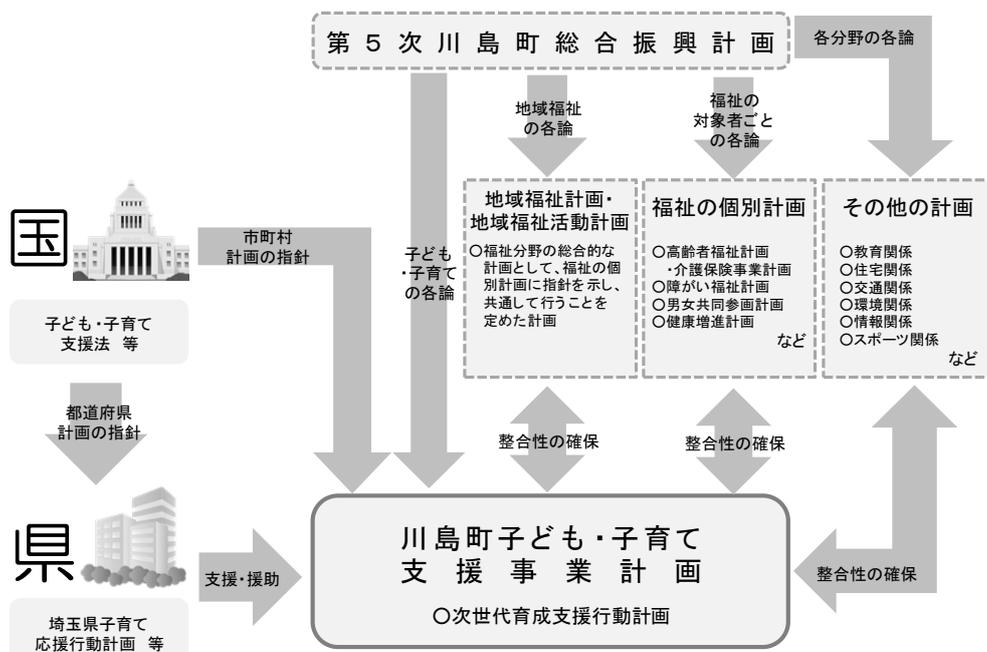
第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。



第3節 計画の期間

計画の期間は、令和2年度（2020年）から令和6年度（2025年）までの5か年とします。また、計画期間中、法制度の変更や社会情勢の変化などが生じた場合には、必要に応じて中間年度を目安に見直しを行うこととします。



第2章 子ども・子育てをめぐる本町の現状

第1節 少子化などの現状

(1) 人口の推移

- ①総人口及び年齢3区分別人口の推移
- ②児童人口（0歳～11歳）の推移

(2) 出生の推移

- ①合計特殊出生率の推移
- ②出生数の推移

(3) 婚姻の動向

- ①未婚率の比較

(4) 総人口・年少人口の将来予測

- ①総人口・人口構成の推移
- ②年少人口（0～14歳）の推移

第2節 子育て家庭の状況

(1) 18歳未満の児童がいる世帯の動向

(2) 女性の就労状況

第3節 子育て支援サービスの状況

(1) 認可保育園園児数の推移

(2) 幼稚園園児数の推移

(3) 放課後児童クラブ利用者数の推移

第4節 ニーズ調査結果からみた子育て状況

- (1) 調査概要
- (2) 就学前児童調査結果
- (3) 就学児童調査結果

第3章 かわじま子育て応援プラン（第1期）の評価

平成27年3月に策定した「川島町子ども・子育て支援事業計画」において、国から定量的目標事業量の設定が求められていた項目の進捗状況は以下のとおりです。

事業名		単位	H30年度 実績値	H31年度 量の見込	H31年度 確保の方策
教育・保育事業	幼稚園・認定こども園 (1号及び2号認定、3～5歳児)	人	256	185	297
	保育園(所)など (2号認定、3～5歳)	人	146	135	148
	保育園(所)など (3号認定、0歳)	人	14	88	10
	保育園(所)など (3号認定、1、2歳)	人	66		90
地域子ども・子育て支援事業	利用者支援事業	か所	2	2	2
	地域子育て支援拠点事業	延人	9,311	2,444	5,000
	妊婦健康診査	人	144	88	88
	乳幼児家庭全戸訪問事業	人	89	88	88
	養育支援訪問事業	人	5	10	10
	子育て短期支援事業	延人	0	6	6
	ファミリーサポートセンター事業	延人	159	75	75
	一時預かり事業	延人	7,201	4,237	5,200
	時間外事業	人	33	31	31
	病児・病後児保育事業	延人	1	45	45
	放課後児童健全育成事業	人	161	151	215

※1 地域子育て支援拠点事業は、平成29年度より川島町子育て支援総合センター「かわみんハウス」が開館しています。

※2 病児・病後児保育事業は平成26年度より緊急サポート事業として実施しています。

第4章 計画の基本理念と基本的な考え方

第1節 基本理念

平成27年度に策定した川島町子ども子育て支援事業計画では目指す方向性、基本的な考え方として「子どもの未来を地域で支えるまちづくり」を基本理念として掲げて計画を推進してきました。

第2期計画となる本計画においても、未来を担う子どもたちの最善の利益が実現するよう、本町の子どもたちと子育てをする保護者を、地域全体で応援することを目標とし、行政だけでなく、住民・地域・事業所など地域のすべての方々の連携・協働により、安心して子育てできるまちづくりを進めていくために策定します。

これらのことから、計画の一貫性という意味からも、川島町子ども子育て支援事業計画（前期計画）の基本理念を継承し、

「子どもの未来を

地域で支えるまちづくり」

を本計画の基本理念とします。

第2節 基本目標

基本理念を実現するために、次の4つの基本目標を掲げて各施策を推進していきます。

基本目標 1 地域における子育ての支援

核家族化が進み、地域の「つながり」や「かかわり」が薄れていくなかで、「身近に相談できる相手がない」、「子どもを一時的に預けられるような体制が十分でない」などの理由から、在宅で育児を行う家庭の子育てへの負担感や不安感が増大しています。

子育て家庭同士の交流の場の提供や、子育てを地域で支えるネットワークづくりなど、地域社会が積極的に子育てをサポートする温かい地域づくりの形成を目指すとともに、利用者のニーズを踏まえた保育サービスの充実を図ります。

特に、近年社会問題となっている子どもの貧困に対しては、町のさまざまな事業と連携し、子どもたちの将来に貧困が連鎖しないよう、総合的な支援を行います。

基本目標 2 保護者並びに乳幼児などの心身の健康の確保及び推進

安心して妊娠・出産ができる環境を確保するとともに、母親などの育児に関する不安を軽減し、のびのびと安心して育児が楽しめるよう母子保健事業の一層の充実が必要です。

母子について、妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて健康が確保されるよう母子保健における健康診査、訪問指導、保健指導等の充実を図ります。

また、近年の核家族化や都市化の進展による親の育児不安や子育てに伴う負担感の軽減、安全で快適な出産に関する相談体制の充実を図ります。

基本目標 3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

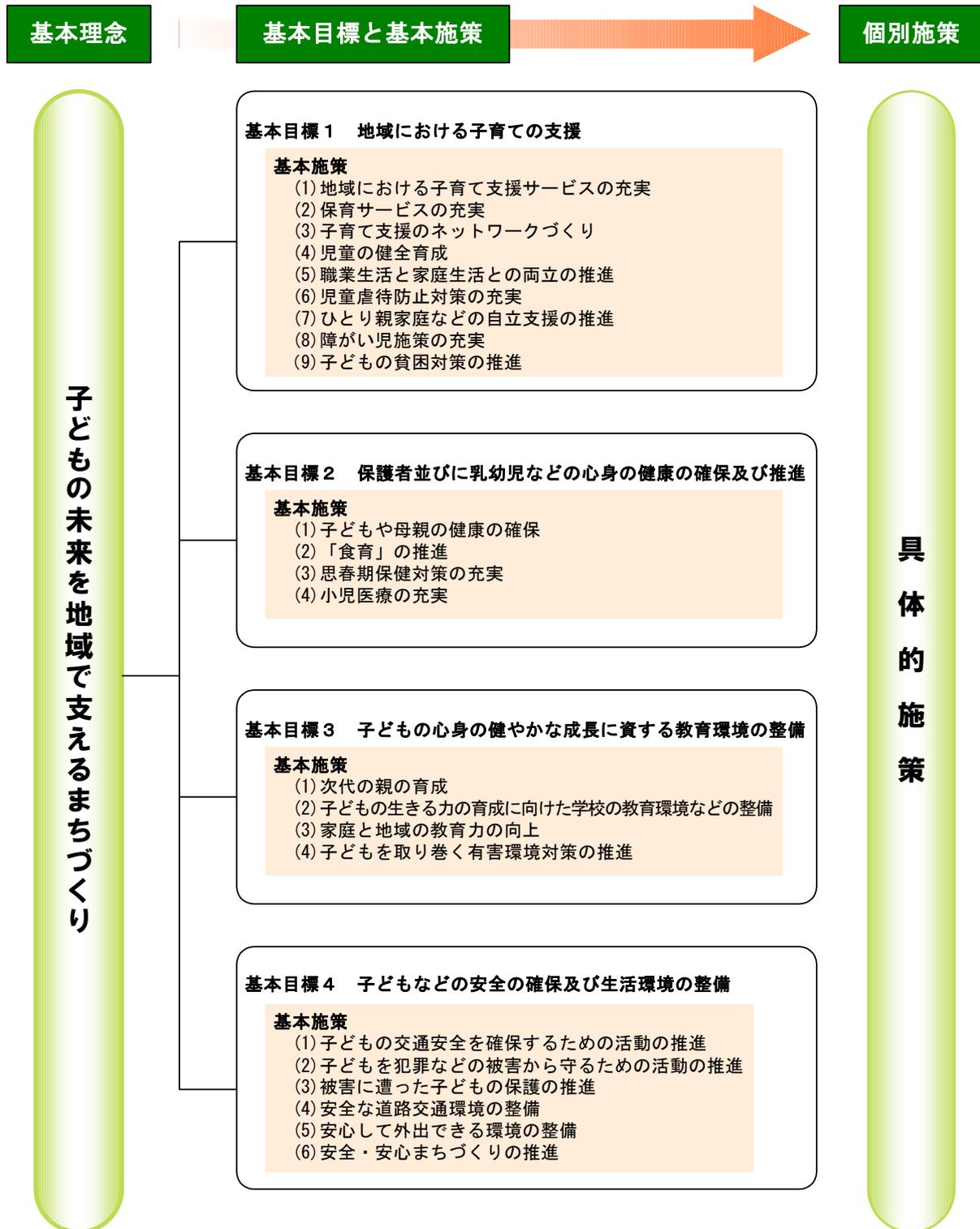
子どもの自主性及び豊かな心の育成や、健やかな身体の育成は、子どもが主体的にかかわる活動や地域特有の自然・文化にふれることで形成されます。

次代の担い手である子どもが個性豊かに生きる力を伸ばすことができるよう、家庭はもとより学校・地域が連携・協力し、子どもの心身ともに健やかな育成を図るための教育環境づくりを推進していきます。

基本目標 4 子どもなどの安全の確保及び生活環境の整備

公共交通機関や公共施設、歩道など子育てバリアフリー化により、安心して外出できる環境整備と、交通安全対策、防犯対策の推進など、子どもたちが安心して暮らせる環境整備に努めるとともに、地域の居住環境の整備を進めていきます。

第3節 計画の体系



第5章 子ども・子育て支援法に係る量の見込みと提供体制、確保の方策

第1節 教育・保育事業などの提供区域の基本的な考え方

教育・保育事業などの提供区域は、以下の事項を考慮し、町全体で1区域として設定しました。

- ①既存の施設は広域の受け入れをしており、区域を超えた施設利用があること。
- ②居住地区ごとの人口変動に左右されることなく、需要推計を比較的立てやすいため、計画的に対応することができる。
- ③住民にとってわかりやすい区域設定であること。

第2節 計画の推進方策

(1) 教育・保育施設の充実

子育てと仕事の両立を支援するため、幼稚園、認可保育園、認定こども園などの教育・保育施設の充実を図り、質の高い教育・保育を提供します。

①幼稚園・認定こども園（1号及び2号認定、3歳～5歳児）

満3歳～小学校就学前までの子どもを預かり、年齢にふさわしい適切な環境のなかで教育を提供します。

(単位：人)

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①量の見込み		207	187	191	190	178
②確保方策	幼稚園・認定こども園	280	280	280	280	280
	町外施設（町内在住）	25	25	25	25	25
②-①		98	118	114	115	127

【確保の内容】

(単位：園)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
認定こども園	0	0	0	0	0
幼稚園	1	1	1	1	1
合計	1	1	1	1	1

【確保方策の具体的内容】

確保方策については、私立とねがわ幼稚園の定員 280 人及び町外施設を利用している 25 人を見込んでいます。

②保育園（所）など（2号認定）

保護者の就労などにより、日中の保育が必要で、2号認定（3～5歳児）を受けた子どもを預かり、保育を行います。

（単位：人）

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①量の見込み		117	105	107	107	100
② 確保 方策	保育園・認定こども園	145	145	145	145	145
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	町外施設（町内在住）	7	7	7	7	7
②-①		35	47	45	45	52

【確保の内容】

（単位：人）

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
認定こども園	0	0	0	0	0
保育園（所）	145	145	145	145	145
合計	145	145	145	145	145

【確保方策の具体的内容】

確保方策については、町立保育園2園（さくら・けやき保育園）の最大受入可能人数とします。

③保育園（所）など（3号認定）

保護者の就労などにより、日中の保育が必要で、3号認定（0～2歳児）を受けた子どもを預かり、保育を行います。

（単位：人）

		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年	
		0歳	1、2歳								
①量の見込み		14	99	14	99	14	99	14	99	14	99
②確保方策	保育園・認定こども園	12	88	12	88	12	88	12	88	12	88
	地域型保育事業	0	4	0	4	0	4	0	4	0	4
	町外施設（町内在住）	2	7	2	7	2	7	2	7	2	7
②－①		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

【確保の内容】

（単位：人）

	令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年	
	0歳	1～2歳								
認定こども園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
保育園（所）	12	88	12	88	12	88	12	88	12	88
地域型保育事業	0	4	0	4	0	4	0	4	0	4
町外施設（町内在住）	2	7	2	7	2	7	2	7	2	7
合計	14	99	14	99	14	99	14	99	14	99

【確保方策の具体的内容】

確保方策については、町立保育園2園（さくら・けやき保育園）の最大受入可能人数とします。また、地域型事業所として町内企業の事業所内保育所の利用を見込みます。

(2) 地域子ども・子育て支援事業の推進

①利用者支援事業

保育園、幼稚園、認定こども園や放課後児童クラブなどの地域子ども・子育て支援事業の中から、子どもや保護者が適切にサービスを選択し、円滑に利用できるよう、利用者からの相談に応じて、情報提供及び関係機関との連絡調整を行います。

(単位：か所)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み	2	2	2	2	2
確保方策	2	2	2	2	2

【確保方策の具体的内容】

確保方策については、事業や施設の利用に関する問い合わせは、町全体で2か所とします。ニーズ調査の結果では、子育てに関する相談窓口がどこかわからないという回答が多くあったため、今後は、PR活動をし、利用者支援事業として展開していきます。

②地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援センターにおいて、親子の居場所の確保や子育ての支援を行うため、交流の場の提供、子育てに関する相談や援助、情報提供、講習などを行います。

(単位：人日、か所)

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み(年間延べ人数)		10,000	9550	9120	8710	8318
確保方策	(年間延べ人数)	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
	(か所)	1	1	1	1	1

【確保方策の具体的内容】

確保方策については、10,000人日／年の利用は、川島町子育て支援総合センター「かわみんハウス」で対応します。

③妊婦健康診査

妊婦に対して、母子健康手帳交付時に妊婦健康診査助成券を交付し、妊婦健康診査費用の一部を助成します。

(単位：人)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み(年間実人数)	78	73	71	67	65
確保方策(年間実人数)	78	73	71	67	65

【確保方策の具体的内容】

確保方策については、現在実施している、妊婦健康診査事業ですべての利用者に対応可能です。

④乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）

生後4ヶ月までの乳児がいる家庭に、保健師や助産師が訪問し、乳児に関することなど、母親の相談に応じたり、母子保健サービスの情報提供などを行います。

(単位：人)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み(年間実人数)	78	73	71	67	65
確保方策(年間実人数)	78	73	71	67	65

【確保方策の具体的内容】

確保方策については、現在実施している、乳児家庭全戸訪問事業ですべての利用者に対応可能です。

⑤養育支援訪問事業

子育てについて不安や孤立感などを抱えている家庭や、虐待の恐れのある家庭など、養育支援が必要な家庭を保健師や保育士、家庭児童相談員などが訪問し、保護者の育児・家事などの養育能力を向上させるための支援や相談支援を行います。

(単位：人)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み(年間実人数)	10	10	10	10	10
確保方策(年間実人数)	10	10	10	10	10

【確保方策の具体的内容】

確保方策については、現在実施している保健センター事業の母子保健事業で対応します。

今後は、療育としての事業も実施できるよう、川島町子ども・子育て会議において、実態などを把握しながら、検討します。

⑤-2子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

(その他要保護児童などの支援に資する事業)

要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取り組みを実施する事業です。

(単位：回)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み(年間回数)	1	1	1	1	1
確保方策(年間回数)	1	1	1	1	1

⑥子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

ショートステイ事業は、保護者が疾病・疲労など、身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行う事業です。

トワイライトステイ事業は、就労などの理由により、平日の夜間又は休日に不在となり、養育が困難となった場合やその他緊急の場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において保護し、生活指導や食事などの提供を行う事業です。

（単位：人日）

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み(年間延べ人数)	0	0	0	0	0
確保方策(年間延べ人数)	0	0	0	0	0

【確保方策の具体的内容】

年間の利用見込みがないため、町内整備については、今後の利用希望により検討します。

⑦ファミリー・サポート・センター（子育て援助活動支援事業）

児童の送迎支援や預かり等を受けることを希望する親（依頼会員）と、支援を行うことを希望するサポーター（提供会員）との、相互援助活動の連絡・調整を行います。

（単位：人日）

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み(年間延べ人数)	160	160	160	160	160
確保方策(年間延べ人数)	160	160	160	160	160

【確保方策の具体的内容】

現在の提供会員で、対応可能です。

今後、さらに提供・依頼会員を増やすため、事業のPR活動をしていきます。

⑧一時預かり事業

家庭において一時的に保育を受けることが困難となった乳幼児を、主として昼間において、保育園などの児童関係施設で、一時的に預かります。

(単位：人日)

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み (年間延べ人数)	幼稚園在園児	7,000	6,685	6,384	6,097	5,823
	それ以外※	1,000	955	912	871	832
確保方策(年間延べ人数)		8,000	8,000	8,000	8,000	8,000

※幼稚園在園児を除いた0～5歳以下の乳幼児。

【確保方策の具体的内容】

確保方策については、各幼稚園は、在園児の利用のため、対応可能です。また、町立さくら保育園内で実施している一時保育事業についても、現在、定員に余裕があることから対応可能です。

⑨時間外保育事業（延長保育事業）

就労時間の延長などにより通常の保育時間を超える保育が必要な場合、保育園での保育時間を延長して乳幼児の預かりを行います。

(単位：人)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み(年間実人数)	47	43	41	40	38
確保方策(年間実人数)	47	43	41	40	38

【確保方策の具体的内容】

確保方策については、保育園在園児の利用のため、対応可能です。

⑩病児・病後児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応型強化事業）

児童が急な発熱等の急な病気となった場合、病院や保育園等に付設された専用スペースにおいて看護師等が一時的に保育及び、保育中に体調不良となった児童を保育園の医務室等において看護師等が緊急的な対応等を行います。

（単位：人日）

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み(年間延べ人数)	43	41	39	38	37
確保方策(年間延べ人数)	200	200	200	200	200

【確保方策の具体的内容】

平成26年度より実施している緊急サポート事業で対応します。

⑪放課後児童健全育成事業

親が共働きである世帯など、留守の多い世帯の小学生を対象に、放課後児童クラブで、放課後に適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全育成を図ります。

（単位：人）

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み(年間実人数)	180	180	180	180	180
確保方策(年間実人数)	220	220	220	220	220

【確保方策の具体的内容】

確保方策については、町内の3つの放課後児童クラブの最大受入可能人数とします。

また、今後の実利用を踏まえ、小学校の空き教室などの利用についても検討します。

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況を勘案して、特定教育・保育施設などに対して保護者が支払うべき日用品、文房具、その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、または行事への参加に要する費用などを助成する事業です。

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設などへの民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設などの設置、または運営を促進するための事業です。

第3節 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び推進体制の内容

(1) 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

認定こども園は、幼稚園や保育園の機能を併せ持つとともに、保護者の就労状況やその変化にかかわらず、柔軟に子どもを受け入れられる施設です。また、現在ある幼稚園などを活用することで、待機児童が解消されるなどの効果が期待されています。

このため国では、行政、施設、利用者が認定こども園制度に対する理解を深め、認定こども園が利用者に選択されるような普及啓発にかかる施策を推進するとともに、設置に向けた政策的誘導を図っています。

本町においては、子ども・子育て支援新制度による施設型給付制度の創設や認定こども園制度の改正などにより、地域の子どもを幼稚園、保育園に区別せず、ともに育てていくという幼保一体化を推進していきます。

(2) 幼稚園教諭と保育士との合同研修などに対する支援

幼稚園及び保育園は、質の高い教育・保育や一体的な教育・保育を行うため、幼稚園教諭や保育士による合同研修や人事交流などを推進し、互いの理解を深めるとともに、人材育成に努めるものとします。

本町では、研修の開催に必要な助言などの支援を行っていきます。

(3) 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の役割と必要性

① 町立の教育・保育施設の役割

町立の教育・保育施設は、地域の教育・保育の水準の維持・向上を図るための基幹的な役割を果たすとともに、特に配慮が必要な子どもを対象とする特別な支援、家庭の養育力の低下などによる家庭での保育困難なケースへの対応など、教育・保育施設のセーフティネットとしての役割を担っています。

② 私立の教育・保育施設の役割

私立の教育・保育施設は、増大する保育需要に柔軟に対応するとともに、効率的かつ迅速な運営により、多様化する保育ニーズに対応した教育・保育事業を提供します。

③ すべての家庭への子育て支援の充実

教育・保育施設の利用の有無にかかわらず、すべての子育て家庭の多様なニーズに対応するため、放課後児童クラブや地域子育て支援拠点事業による相談・交流事業など既存の事業の充実を図るとともに、教育・保育などの施設や子育て支援事業などの情報提供、相談・助言などを行う利用者支援事業など新たな事業を推進します。

(4) 教育・保育施設及び地域型保育事業者との連携推進方策

教育・保育施設は、地域における子育て支援の中核的な役割を担います。一方、原則として3歳未満の保育を必要とする子どもが利用する地域型保育事業においては、集団保育のほか、屋外遊戯場における活動なども保育に係る重要な要素となってきます。

このため、合同保育・園庭開放などのほか、発達に遅れのある可能性がある子どもの早期発見やその家族に対する相談対応についても、教育・保育施設との連携による支援が必要となってきます。

教育・保育施設は、地域型保育事業を行う者、地域子ども・子育て支援事業を行う者などと連携し、これら保育に必要な支援に努めるものとします。

(5) 幼稚園及び保育園と小学校などとの連携推進方策

①幼稚園及び保育園から小学校への円滑な接続

幼児期は、子どもたちの「生きる力」の基礎やその後の学校教育の基盤を培う重要な時期です。

幼稚園及び保育園は、担当職員と小学校教諭との意見交換会や相互参観などの実施を通して小学校との連携を図り、小学校教育への円滑な接続に努めるものとします。

②放課後児童の健全育成の支援

保育の必要な幼児たちは、小学校就学後に留守家庭となる場合も多く、安全な居場所の確保が必要となってきます。

そのため、日ごろから小学校との連絡を密にし、放課後児童の安全と健全な育成の支援に努めるものとします。

第6章 個別施策の展開

基本目標1 地域における子育ての支援

(1) 地域における子育て支援サービスの充実

地域社会が積極的に子育てをサポートする温かい地域づくりの形成を目指すとともに、利用者のニーズを踏まえた保育サービスの充実を図ります。また、子育て情報や子育て支援サービスについて、総合的でわかりやすい情報提供を図ります。

実施施策	所管課	概要・方向性
家庭的保育事業	子育て支援課	家庭的保育者の居宅などにおいて保育を行う事業です。現在町内には家庭保育室を行っている事業者はいませんが、保育を希望する場合には他市町村にある家庭保育室の情報提供を行っています。本事業の要綱などを整備し、事業の実施に努めます。
特定保育事業	子育て支援課	パート勤務などの保護者が家庭で保育できない子どもを週2、3日間、午前中のみ、午後のみといった柔軟な時間で保育を行う事業です。現在は、一時預かり事業で対応しています。
相談及び情報提供体制の充実	子育て支援課 健康福祉課	保護者を対象に気軽に子育て相談や子育て指導ができる環境の充実を図ります。また、町のホームページ上に「子育て応援かわじま」を開設し、子育ての情報を提供しています。今後、さらに内容の充実を図っていきます。

(2) 保育サービスの充実

保育所等による保育サービスの質の向上を図るため、事業実施の場と保育士等の確保に努めます。また、保育所以外の多様な主体による支援サービスが提供されるような環境づくりを推進します。

実施施策	所管課	概要・方向性
保育サービスの充実	子育て支援課	通常保育の定員の弾力化を図り、待機児童が発生しないようにします。また、家庭保育室や幼稚園の預かり保育などを活用していきます。一時保育室などにより多様なニーズに対応します。認定こども園制度の導入について検討します。保育の質の向上を図り、また、保育士の専門性を高めるよう努めます。利用者が必要とする保育サービスの情報を提供します。障がい児については、健常児との統合保育を実施していきます。

(3) 子育て支援のネットワークづくり

育児ストレス発散の場の創出と、情報交換できる仲間づくり、気軽に相談できる環境づくりを進め、子育ての孤立化、育児不安の解消を図ります。

実施施策	所管課	概要・方向性
子育て支援サービスのネットワークの形成	子育て支援課	子育て支援ネットワークの構築を図り、子育て家庭からの相談にすぐ応じられる情報を収集し、提供できる体制をめざします。子育てサークル作りなどの助言・支援を行います。

(4) 児童の健全育成

各家庭の状況や児童の要望に応じ、安全で安心な居場所の確保と、活動の質の充実を図りながら、活動の場の選択肢を増やし、子育ての支援を行います。また、地域との連携を取りながら、人生経験の豊かな高齢者の協力を得るなど、子どもたちの健全育成を推進します。

実施施策	所管課	概要・方向性
児童の健全育成	子育て支援課 健康福祉課	地域において子どもが遊び、学習、体験活動、地域住民との交流活動ができる居場所づくりを検討します。主任児童委員、児童委員が地域において児童の健全育成や虐待防止の取り組みなど、子どもと子育て家庭への支援を行います。
地域こども教室	生涯学習課	世代間交流や学年を越えた異年齢との活動の中で川島町の自然・文化・人の素晴らしさを、新たな視点で再発見し、心豊かに、たくましく、自信を持って生きることのできる子どもを育むことを目的として、年間12回程度のさまざまな体験活動を実施しています。
子育て支援における世代間交流	子育て支援課	子育て支援に高齢者などの参加を推進します。
学校開放	生涯学習課	各小・中学校の体育館を開放し、利用者の体力向上や健康増進を促し、また、子ども同士の交流の場としても利用されるよう、学校と連携して支援します。

(5) 職業生活と家庭生活との両立の推進

共働き世帯が増加し、ライフスタイルが多様化するなかで、子育てと仕事の両立を実現するため、事業者や町民一人ひとりがその重要性を理解し、柔軟な働き方を選択できるよう普及啓発を行います。

実施施策	所管課	概要・方向性
仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し	子育て支援課 総務課	ワーク・ライフ・バランスや子育て支援に対する町民の認識を高めるよう啓発します。子育てを楽しみ、一層子育てに参加するよう意識を高めるため、普及啓発します。すべての子育て家庭が安心して子育てできる社会を目指し、地域社会全体で支えあう住民意識を高めるよう推進します。また、男女が共に家庭内における役割を分担するよう意識啓発を行います。
	農政産業課 総務課	労働者、事業主、地域住民などの意識改革や、事業主への社内規定見直しを進めるための広報、情報提供などの施策を、商工会と連携を取り実施します。子育てと仕事の両立ができるように、労働者、企業の慣行や意識を変えるよう働きかけます。
仕事と子育ての両立のための基盤整備	子育て支援課	保育サービスの充実、未整備の事業への取り組みを検討し、多様な働き方に対応した子育て支援を推進します。

(6) 児童虐待防止対策の充実

発生予防から早期発見・早期対応、虐待を受けた子どもの保護・支援等に至るまで、関係機関・地域団体の幅広い参加による横断的な施策の取り組みを推進します。

実施施策	所管課	概要・方向性
関係機関との連携	子育て支援課 健康福祉課 教育総務課	児童虐待は、早期発見、早期対応が極めて重要なことから、児童虐待に対応するため、福祉・保健・医療・教育・警察などの関係機関との連携を図ります。また、地域との連携を密にして子どもの虐待を早期に発見し、子どもが安心して育っていける環境を整備するとともに虐待にあった子どもたちが、一刻も早く回復できるような体制を整備します。児童虐待を受けたと思われる子どもを発見したときは、町及び児童相談所へ通報するよう周知します。また、要保護児童対策地域協議会の機能をさらに充実させ、関係機関とは連携を密に図ります。
発生予防、早期発見、早期対応	子育て支援課 健康福祉課	子育て家庭が相談、交流できる「地域子育て支援拠点」の機能を充実させ、子育てに悩む保護者が孤立しないよう支援します。乳児家庭全戸訪問事業により、虐待のリスクのある家庭や支援の必要な家庭の把握に努め、相談、支援を実施します。乳幼児健康診査の未受診児の状況を把握し、適切な支援を行います。子どもの発達に関する知識を提供し、それぞれの子どもにあった子育てができるよう支援します。妊娠中から支援が必要な妊婦を把握し、相談や訪問など適切な支援を行います。

(7) ひとり親家庭などの自立支援の推進

関係機関との連携を図りながら、経済的自立を支援するために、職業訓練、就労促進のための情報提供、さらに親子の精神的負担の軽減を図るための相談体制の充実を図ります。

実施施策	所管課	概要・方向性
ひとり親家庭などの自立支援の推進	子育て支援課	母子及び寡婦福祉法や、母子家庭の母の就業に関する特別措置法の規定を踏まえ、児童扶養手当、ひとり親家庭医療費、交通遺児手当の支給、保育園への優先入園など、生活の自立や就業支援を総合的に実施します。

(8) 障がい児施策の充実

「ノーマライゼーション」^{※1}の理念のもとに、障がいのある子どもたちに対する理解を促進し、健やかな成長のために、社会全体で障がい児やその家庭の生活を支援し、温かく見守る環境づくりを推進します。

実施施策	所管課	概要・方向性
障がい児教育の充実	教育総務課	障がいのある児童・生徒が、将来積極的に社会参加していけるように、障がいのない児童・生徒と活動とともにする交流教育の充実を図ります。また、公立幼稚園、小学校、中学校にとどまらず、私立幼稚園、特別支援学校などとの連携や交流を図るとともに、高齢者などとの交流の機会を設けます。さらにLD（学習障害）や、ADHD（注意欠陥多動性障害）などの児童・生徒は、専門医や専門機関との連携や指導を受けることができるような相談体制を確立します。
乳幼児健康診査の推進・障がい児施策の連携	健康福祉課	保育園や幼稚園など関係機関との課題の共有化や、支援の統一が図れるよう障がい児支援のネットワークを確立します。障がいを早期に発見し、適切な支援を行うために、乳幼児健康診査の充実と従事専門職のスキルアップを図ります。各々に適した支援を行うための「発達相談」及び保護者の不安解消や子どもの発達を促すことなどを目的とした「発達支援教室」の充実に努めます。

※1 ノーマライゼーション：本来は「正常化」、「日常化」を意味する言葉で、障がい者や高齢者など全ての人が、社会の一員として同等であり、当たり前な生活が送れるようにすること。

(9) 子どもの貧困対策の推進

子どもの育つ力を育み、子どもたちが将来に希望が持てるよう、子どもの成長や家庭状況に応じた支援を図るとともに、子どもの貧困に関する調査・把握に努め、有効な施策の充実に役立てていきます。

実施施策	所管課	概要・方向性
生活困窮者の総合相談	健康福祉課	貧困等について、町窓口へ相談に来た人に対し、県が設置した相談窓口の支援員に連絡し、家庭訪問または役場での面接により相談を行います。
ひとり親家庭などの自立支援の推進【再掲】	子育て支援課	母子及び寡婦福祉法や、母子家庭の母の就業に関する特別措置法の規定を踏まえ、児童扶養手当、ひとり親家庭医療費、交通遺児手当の支給、保育園への優先入園など、生活の自立や就業支援を総合的に実施します。

基本目標2 保護者並びに乳幼児などの心身の健康の確保及び推進

(1) 子どもや母親の健康の確保

人材を確保し、専門職（保健師、助産師、栄養士、心理士等）による個々に応じたきめ細かい相談・指導体制を強化し、受診率の向上と各事業のさらなる内容の充実を図り、育児不安の解消と母子の健康の確保に努めます。

実施施策	所管課	概要・方向性
乳幼児健康診査、新生児訪問、両親学級などの充実	健康福祉課	出産後、子育ての不安解消や健やかな子どもの成長を支援するために、新生児訪問などの充実を図ります。また、相談しやすい対応やスクリーニング精度を上げるため、職員研修などを行い、専門職の質の向上を図ります。
乳幼児健康診査時の相談指導の実施	健康福祉課	乳幼児健康診査でのスクリーニング体制や相談指導体制の充実のために、小児科医の配置及び専門職のマンパワーの充実を図るとともに、受診率の向上に努めます。さらに、健康診査後の個別支援の充実を図ります。
出産・育児などに関する教育・相談の充実	健康福祉課	安心して子どもを産み育てるために「マタニティ学級」、「乳幼児相談」など相談・教育体制の充実を図ります。出産にリスクを持つ妊婦の早期把握のために、妊娠届出時に、母体の状況などの聴取、把握に努め、相談や訪問など、適切な支援を行います。
妊娠期からの継続した支援体制の整備	健康福祉課	母子健康手帳交付時に妊婦から身体状況や精神状況を把握し、支援が必要な妊婦に対して個別相談などを行い、妊娠期からの子育て支援体制の充実を図ります。
子育て支援医療費の支給	子育て支援課	子どもが必要とする医療を容易に受けられるように、子どもの医療費の一部を支給する事業です。支給の対象年齢は、通院、入院とも15歳の年度末まで医療費の自己負担分を支給します。また、川島町と隣接する市町村の協定医療機関では「窓口払い不要」を実施しています。

(2) 「食育」の推進

発達段階に応じた講座等を開催し、相談・指導を充実させるとともに、体験活動を通して食の大切さについての理解を図ります。また、食生活改善推進員など住民参加による啓発活動を充実します。

実施施策	所管課	概要・方向性
児童生徒の生涯にわたる心身の健康保持の増進	健康福祉課	妊娠したときから、適切な食事の大切さを周知し、食に対する意識を高めます。食事に関する悩みや不安などに対して相談に乗りながら、望ましい食習慣の定着を図ります。乳幼児健康診査や相談時に栄養士による指導を行うとともに、保育園や幼稚園、学校などの関連機関と連携をし、食の大切さや生活リズムの適正化など、子どもだけでなく、保護者など家族全体へもアプローチし、家族全体で正しい食事のとり方や望ましい食習慣の定着を推進します。
「食育」の推進	農政産業課 子育て支援課 教育総務課	児童・生徒が食生活を正しく理解し、望ましい食習慣を身に付けるよう、食に関する指導を充実します。また、家庭と連携し、「早寝 早起き 朝ごはん」運動を推進します。朝食を食べない子どもの割合を減少させます。保護者に対しては、給食試食会や給食だよりなどを通じて、食に対する意識の啓発を図ります。さらに、町内産や県産の農産物を学校給食に多く取り入れることにより、地元農業や食への関心や理解を深めるよう努めます。

(3) 思春期保健対策の充実

学校での「こころ」に関する指導を充実させるとともに、児童生徒が気軽に相談できる体制の整備、保護者等への意識啓発に努めます。また、保健体育や特別活動をはじめ学校教育全体を通じて、喫煙や薬物防止に関する教育を充実し、生徒の健康増進に努めます。

実施施策	所管課	概要・方向性
思春期のこころの変化に関する正しい知識の普及	健康福祉課 教育総務課	保健センターと中学校が情報交換を図るなど、連携を強化し、保健福祉分野の課題を把握するとともに、相談体制の充実に努めます。養護教諭やさわやか相談員を中心に、友人関係やこころの悩みなどの相談に乗り、思春期のこころのフォローに努めます。
喫煙や薬物に関する教育	子育て支援課 教育総務課	中学校と連携し、喫煙や薬物に対する正しい知識を普及し、生徒の健康増進に努めます。

(4) 小児医療の充実

地域の医療機関や、救急医療体制に関する情報提供の充実を図るとともに、関係機関との連携を図りながら、夜間、休日等の救急時に安心して受診できる環境づくりの充実に努めます。

実施施策	所管課	概要・方向性
小児医療の充実	健康福祉課	小児初期救急医療体制について、圏域関係機関と検討します。また、救急医療体制の枠組みについて、住民にPRし、理解を求めます。小児初期救急体制については、比企地区の市町村が主体となり、東松山医師会病院を拠点病院として、平成18年5月から実施しています。小児初期救急医療については、「比企地区子ども夜間救急センター」を開設し、子どもの夜間診療と電話相談を行い、子育てを支援しています。第二次救急医療体制は、入院治療を必要とする重症患者に対応するもので、原則的には直接受診するものではなく初期救急医療施設からの搬送となります。
健康教室の実施の検討	健康福祉課	保護者が過度の不安や心配を抱かぬように、日ごろから病気や事故における知識を持ち、予防や対処方法などを身につけられる健康教室の実施を検討します。

基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

(1) 次代の親の育成

様々な課題に柔軟にかつ、たくましく対応し、社会人、職業人として自立していくことができるよう、広報等による啓発を推進します。

実施施策	所管課	概要・方向性
次代の親の育成	子育て支援課 生涯学習課	男女が協力して家庭を築き、子どもを生き育てることの意義に関する広報、啓発を関係機関と連携して推進します。

(2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境などの整備

教職員が協力・連携し、学力の向上と豊かな心の育成、健やかな心身の育成をめざしながら、よりよく生きるために必要な資質・能力の育成に努めます。

実施施策	所管課	概要・方向性
確かな学力の向上	教育総務課	埼玉県が実施する「埼玉県学力・学習状況調査」に参加し、児童・生徒一人ひとりの学力の向上と学校経営の改善に取り組みます。また、「読む・書く」、「計算」といった基礎的・基本的な学力を確実に身に付けさせます。児童・生徒一人ひとりに応じたきめ細かな指導を推進するとともに、小中一貫教育の取組を研究します。
豊かな心の育成	教育総務課 生涯学習課	各学校において、道徳教育に関する指導体制を確立するとともに、学校の教育活動全体を通じて道徳教育を推進します。また、児童・生徒に基本的な生活習慣や学習習慣を身に付けさせる指導を徹底します。いじめ防止に向け、児童生徒の人権感覚を育成するための指導内容・指導方法の改善や指導者の養成をします。親の子育てに関する学習の機会を充実させ、子育ての喜びや楽しさを知らせるような取組を推進します。
健やかな体の育成	教育総務課 生涯学習課	学校と家庭、地域が連携して、児童・生徒の体力向上を推進します。中学校の運動部活動の充実を図るため、教員の指導力を向上させるとともに、専門的な指導力を有する地域の人材を積極的に活用します。子どもがさまざまなスポーツやレクリエーション活動に参加する機会を提供します。また、子どもが地域でのさまざまな体験活動や、奉仕活動に参加する機会を提供します。
信頼される学校づくり	教育総務課	教員の指導力を養い、資質の向上に努めます。教員一人ひとりの能力や実績を適正に評価し、配置、処遇、研修などに適切に結びつけます。学校評価制度の推進を実施します。
学習環境の整備・充実	教育総務課	小・中学校施設の老朽化や耐震化に対して計画的な維持管理を行います。授業内容の変化への対応や事務の効率化などのため、学校のICT環境を整備します。経済的に困窮している家庭に対し就学援助制度や育英資金制度により、児童・生徒の修学を支援します。

実施施策	所管課	概要・方向性
幼児教育の充実	教育総務課 子育て支援課	子どもの発達や学びの連続性を視野に入れた幼児教育を充実するため、幼稚園・保育園などと小学校との円滑な接続を推進します。
適正な学校規模・学校配置の推進	教育総務課	児童数の減少により学校の小規模化に伴う教育上の諸課題が顕在化しています。このため、地域の代表者や学校関係者などによる研究・検討を順次、進めてきましたが、今後は、統合により魅力ある学校づくりを行っていくための具体的な取組を進めます。

(3) 家庭と地域の教育力の向上

子どもたちが社会でのびのびと、健やかに成長できるよう、家庭はもとより、学校・地域とも連携・協力し、子どもの心身ともに健やかな育成を図るための、教育環境づくりを推進していきます。

実施施策	所管課	概要・方向性
家庭教育への支援の充実	生涯学習課 健康福祉課	青少年の健全育成を図るため、家庭教育のあり方についての重要性を考える学習機会の充実を図ります。子育て中の親が、親として育ち、力をつけるため、「親の学習」を実施します。
地域の教育力の向上	教育総務課	すべての学校で組織されている「学校応援団」の活動の充実を図ります。
地域スポーツ環境の整備	生涯学習課	生涯スポーツを推進するため、地域のスポーツ・レクリエーション活動の場として小・中学校の体育館をスポーツ団体に開放しています。 地域におけるスポーツ活動の活性化を図るため、公民館活動との連携や、地域内のスポーツの機会づくりの推進に努めます。

(4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

子どもたちを取り巻いている有害な環境への対策・対応を進めます。特に、インターネットの適正利用や有害図書等に対する適正な対応を促進します。

実施施策	所管課	概要・方向性
子どもを取り巻く有害環境対策の推進	教育総務課	警察、学校、PTAなど、関係機関との連携を図り、有害環境の是正に努めます。特に情報教育の中で、児童・生徒に情報収集の正しい方法やネット上のモラルについて指導するとともに、保護者をはじめとする関係者への啓発活動を実施します。
	子育て支援課 教育総務課	携帯電話で接続できるインターネットの有害情報や、ネット上のいじめから子どもを守るため、フィルタリングの普及推進を図ります。子どもが有害情報に巻き込まれないように、地域、学校、家庭で情報モラル教育を推進します。

基本目標4 子どもなどの安全の確保及び生活環境の整備

(1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

各季の交通安全キャンペーンなど、各種啓発活動の充実を図り、町民一人ひとりの安全意識を高めます。また、子どもたちの交通安全を確保し交通事故から守るため、交通安全教育やチャイルドシートの正しい使用方法の周知徹底を行います。

実施施策	所管課	概要・方向性
交通安全教育の推進	町民生活課	春、秋の全国交通安全運動、夏、冬の交通事故防止運動期間中の街頭活動などにより、交通事故防止運動を推進します。町交通安全母の会連合会による保育園児、幼稚園児、小学生を対象とした交通安全教室を行います。また、町の行事のときに啓発用品、パンフレットの配布などを行い、交通事故防止の啓発に努めます。
	教育総務課	警察と連携した交通安全教室の実施、交通指導員・保護者による登校指導、学校教職員による登下校時の安全指導を充実します。また、通学路の安全点検を計画的に行い、関係機関と連携し、速やかに改善を図ります。子どもを交通事故から守るため、警察、県、町、学校、地域、保護者との連携をさらに強化し、交通事故防止対策を推進します。
チャイルドシートの正しい使用の徹底	町民生活課 子育て支援課	チャイルドシート着用の向上を図るためのパンフレットなどの配布を行い、啓発に努めます。
自転車の安全利用の推進	教育総務課	小・中学校において自転車安全利用指導員を中心に自転車の交通ルールや安全な乗り方を指導し、自転車の安全利用を推進します。また、自転車賠償責任保険への加入を促進します。

(2) 子どもを犯罪などの被害から守るための活動の推進

住民、地域組織、警察などの関係機関が連携し、子どもの安全を確保する地域防犯体制を強化します。

実施施策	所管課	概要・方向性
公園施設などにおける死角をなくして犯罪の未然防止	まち整備課 子育て支援課	公園施設などにおける外部からの死角をなくし、子どもの安全を確保し、犯罪の未然防止に努めます。
防犯灯の整備の推進	町民生活課	安心して暮らせる地域社会を目指し、夜間の犯罪を防ぐため、防犯灯の設置を推進します。
こども 110 番の家協力者連絡会	総務課	子どもが犯罪や事故の被害に遭わないように家庭、学校、地域、警察及び関係機関が一体となった活動を推進し、子どもの安全を守ります。また、地域安全防犯大会への参加や研修などを行い、地域ぐるみの防犯活動を推進します、
見守り活動の推進	総務課	自らの地域は、自らが守るという連帯意識のもとに、防犯パトロール組織や見守り隊のボランティアによる見守り活動を推進し、子どもたちの安全や犯罪被害に遭わないように努めます。

(3) 被害に遭った子どもの保護の推進

児童相談所や警察等専門機関と連携を図り、被害に遭った子どものケアを推進します。

実施施策	所管課	概要・方向性
被害に遭った子どものケアの推進	子育て支援課 教育総務課	児童相談所、関係機関と連携をとり、事例に応じて役割分担をし、きめ細やかなケアを行います。また、状況に応じて適切な専門機関につなげるように支援を行います。

(4) 安全な道路交通環境の整備

妊産婦や乳幼児連れの親などが安心して外出できる道路交通環境の整備を推進します。

また、事故の危険性が多い通学路について、歩道の拡幅など、安全で安心な歩行空間の整備に努めます。

実施施策	所管課	概要・方向性
安全な道路交通環境の整備	まち整備課	実施計画を作成し、歩行者などが安全で安心して通行できる歩道整備などを計画的に進めます。

(5) 安心して外出できる環境の整備

公共施設等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を進め、子育て中の親と子を含めすべての人にとって外出しやすく使いやすいまちづくりに努めます。

実施施策	所管課	概要・方向性
公共施設、公共交通機関、建築物などのユニバーサルデザイン化	健康福祉課 子育て支援課 まち整備課	公共施設などの整備におけるバリアフリーなどについては「埼玉県福祉のまちづくり条例」の普及推進に努めるとともに、公共施設の整備・改修を実施する際は、計画的に進めます。
子育てにやさしいトイレなどの整備	子育て支援課 健康福祉課 生涯学習課 まち整備課	既存の公共施設の改修などにより、子どもサイズの便器・手洗い器、ベビーベッド、ベビーチェア、ゆったりとした化粧室、授乳室の設置などの子育て世帯が安心して利用できるトイレなどの整備を進めます。

(6) 安全・安心まちづくりの推進

子どもや親子などが犯罪等の被害に遭わないよう、公園や駐車場などの公共空間について犯罪防止に配慮したまちづくりを推進します。

実施施策	所管課	概要・方向性
公園など歩行エリア安全確保のための整備・改修	まち整備課	公園施設内歩行エリアにおける安全を確保するため、整備並びに危険箇所の点検・改修に努めます。

第7章 計画の推進体制と進捗管理

第1節 取り組みの方針

本計画は、川島町の子ども・子育て支援に関する基本的な方向性を定めたものです。各施策・事業の推進については、関係各課が連携し、全庁的に取り組む必要があります。

計画の推進にあたり、子育て家庭、子育てに係る事業者・関係団体をはじめ、多くの住民の理解と協力が重要であることから、策定した計画について、関係者や関係団体へ周知するとともに、広報紙やホームページなど様々な媒体を活用して、広く周知します。

また、「子ども・子育て支援新制度」について分かりやすく知らせていくことが安心した妊娠・出産・子育てに結び付いていくと考えられるため、利用者の視点での情報提供に努めていきます。

第2節 計画の推進体制

基本理念の実現には、家庭、教育・保育機関、地域、企業、行政などが相互に連携・協働しながら子育て支援に取り組む必要があります。

また、社会・地域・家庭での支え合いの観点から、教育・保育関係者、子どもの保護者、学識経験者などから構成される「川島町子ども・子育て会議」が中心的役割を担いながら、すべての家庭や事業者、子育て支援活動に取り組んでいる団体、行政がともに協力して計画の推進に取り組みます。計画の進捗状況は、毎年度の計画実施状況の把握と点検・評価を行います。

また、「川島町子ども・子育て会議」は本計画の策定及び見直しについて審議します。

第3節 計画の進捗管理と点検・評価

本計画の実効性を担保するため、各年度における計画推進の実施状況を把握・点検・評価し、その結果を以降の計画推進に反映させていくことが大切です。

そこで、計画推進の中心となる「川島町子ども・子育て会議」において、毎年度の計画推進状況を把握・点検するとともに、計画の主人公である「子どもたちの声」や「子育て家庭の声」を中心に、多くの住民の声が生かせるよう広報やホームページなどを活用した意見の収集に努め、本計画の評価、改善を継続的に進めます。